

白馬村公的介護施設等整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和8年8月4日

白馬村長 丸 山 俊 郎

白馬村告示第66号

白馬村公的介護施設等整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

白馬村公的介護施設等整備事業補助金交付要綱（平成21年白馬村告示第40号）の一部を次のように改正する。

第2条中「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱（平成18年5月29日老発第0529001厚生労働省老健局長通知）第4に規定する先進的事業支援特例交付金の適用となる先進的事業整備計画に基づく事業」を「平成18年5月29日老発第0529001厚生労働省老健局長通知の別紙地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（以下「実施要綱」という。）に規定する別表に掲げる事業」に改める。

第3条中「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備促進交付金実施要綱（平成28年3月9日老発0309第6号厚生労働省老健局長通知。以下「実施要綱」という。）によるもの」を「次に掲げるとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 補助の対象 実施要綱別表に規定する対象経費とする。
- (2) 補助金の額 実施要綱別表に規定する交付基準単価等により算定した額と

し、その交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。